

資料4

現行の補充立候補制度について

選挙の種類	一般の補充立候補		選挙期日の延期に伴う補充立候補
	<ul style="list-style-type: none"> 候補者がその選挙における定数(衆議院小選挙区選出議員、長の選挙の場合は1)を超えている場合において、当該候補者が死亡し又は候補者たることを辞したものとみなされたときは、下に掲げる日までの間に補充立候補を行うことができる。 		<ul style="list-style-type: none"> 長の選挙において、候補者が補充立候補届出期間の最終日現在に2人以上ある場合において、その選挙の期日の前日までに、当該候補者が死亡し又は候補者たることを辞したものとみなされたため候補者が1人となったときは、既に告示されている選挙の期日後5日に当たる日に選挙期日を延期 延期された選挙の期日前3日まで補充立候補を行うことができる。
衆議院(小選挙区選出)議員	選挙の期日前3日まで		
参議院(選挙区選出)議員	選挙の期日前3日まで		
都道府県	知事	選挙の期日前3日まで	延期された選挙の期日前3日まで
	議員	選挙の期日前3日まで	
市	市長	選挙の期日前3日まで	延期された選挙の期日前3日まで
	議員	選挙の期日前3日まで	
町村	町村長	選挙の期日前2日まで	延期された選挙の期日前3日まで
	議員	選挙の期日前2日まで	

※ 衆議院比例代表選出議員の選挙、参議院比例代表選出議員の選挙においては、死亡、除名等により名簿登載者でなくなった者の数が名簿届出時の名簿登載者の数の4分の1を超えるに至ったときは、選挙の期日前10日までに、当該名簿登載者でなくなった者の数の範囲内で名簿登載者の補充の届出をすることとされている。